最終更新日：2016年3月28日

株式会社デジタルアドベンチャー
代表取締役社長　李　命学
問合せ先：管理本部長　大山智子　　TEL ： 03-6809-6118
証券コード：4772
http://www.digiadv.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の継続的な向上を実現させていくため、企業の効率性を追求し、また事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。当社グループは、これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性を維持しステークホルダーへの説明責任を確実に果たしてまいります。
・月１回定例取締役会を開催し、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催することで経営に関する迅速な意思決定をしており、取締役間の意思疎通を図ると同時に相互に業務の執行を監督し、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーに起用し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。
・毎週開催の経営会議では、経営に関する情報共有を適時に行い、各稟議事項、戦略事項、業務の執行の状況等を全社的あるいはグループ的観点から議論するとともに、各部門の動静と連携、意思の疎通、業務執行状況のフォローおよび相互チェックの実施をしております。
・当社の取締役は6名であり、うち１名が社外取締役であります。コーポレート・ガバナンス強化のため、社外取締役を選任し、外部からの経営機能を強化し、取締役の職務執行に対する取締役会監督の実効性を確保しております。
・当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役4名のうち2名が社外監査役であります。監査役は1名が税理士、1名が弁護士であり、財務・会計・税務・コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスに関し相当程度の知見を有しており、経営に対するコントロールが迅速かつ的確に機能するようにしております。
・当社グループは当連結会計年度において当社と子会社2社および持分法適用関連会社1社とで構成されており、子会社各社における管理体制と企業集団としての管理体制の整合性をとるため、当社管理部門から兼任とし、グループ経営基本方針および子会社管理基準に従い、決裁および報告制度による管理体制を採っており、決算における会計情報の適切な報告を求め、また適時指導を行っております。また、持分法適用関連会社については、監査法人より会社法および金融商品取引法の監査を受けており、適宜監査内容等の報告を受ける体制となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社キーイースト	16,823,377	30.93
EFG BANK AG. HONG KONG A/C CLIENT	2,762,000	5.08
何　積橋	2,050,000	3.77
CBHK-KSD-HANAFI	1,671,243	3.07
ROVERPAC LIMITED	1,480,000	2.72
宝天大同	1,217,000	2.24
京楽産業. 株式会社	1,000,000	1.84
碇　悦章	900,000	1.65
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A REDIDENT TOKYO	790,000	1.45
大淵　繁保	670,000	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社キーイースト （上場：海外）（コード） ―――

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引等を行う際には、親会社から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会において、契約内容、契約金額およびその決定方法等を第三者との取引条件と比較検討し、審議の上決議することを定めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、株式会社キーイースト(韓国KOSDAQ上場)の子会社であり、同社は当社の発行済株式総数の30.93%を保有しております。同社は、韓国国内において、アーティストなどのマネジメント事業、ライセンス事業、映像コンテンツの企画・制作、イベント・公演およびメディアプラットホーム事業などを中核事業として展開しており、当社は日本国内において同事業を展開しております。取引にあたり独立した第三者間の取引を勘案し、交渉の上決定しております。
また、同社の取締役4名が、当社の代表取締役社長、並びに取締役として兼任しております。
このように、当社は株式会社キーイーストと協力関係を保ちながら、事業展開する方針ですが、親会社等の兼任取締役の就任状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性は確保されているされていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金　紀彦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金　紀彦	○	弁護士法人オルビス東京事務所	弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するとともに、独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査および会計監査人監査につきましては、当社規模が小規模であるため必要に応じて適時実施し、監査役および会計監査人によって適宜意見を交換する場を設け、相互連携して実効性のある監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片岡　朋行	弁護士													
上田　浩之	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡　朋行	○	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所	弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するとともに、独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任しております。
上田　浩之	○	上田浩之税理士事務所	税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するとともに、独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の意欲や士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、新株予約権を無償にて交付するものであります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社取締役および従業員の取締役の意欲や士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、新株予約権を無償にて交付するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、以下のとおりとなります。
取締役（社外を除く）　総額　17,453千円　（基本報酬　15,573千円　ストック・オプション　1,880千円）　員数　3名
取締役（社外）　総額　2,400千円　（基本報酬　2,400千円　ストック・オプション　－千円）　員数　1名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の事業規模から特にサポート体制はとっておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社は監査役会設置会社であり、取締役6名（1名が社外取締役）、監査役4名（2名が社外監査役）で構成されております。
・取締役会
月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催することで経営に関して迅速な意思決定を行っております。
・監査役会
監査役は、監査方針や業務の分担等に従い取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに、月1回の監査役会で互いの意見交換を通し、より効果的な監査を実施しております。
・毎週経営会議（構成メンバー：常勤取締役、執行役員および幹部社員、必要に応じて監査役、グループ会社の取締役および幹部社員）を開催し、当社およびグループ会社の経営に関する情報共有を行っております。
・社長直轄の組織として内部監査委員会を設置し、営業部門および管理部門から選任された委員で構成されており、適時委員会を開催しております。
・営業会議（構成メンバー：代表取締役、担当取締役、営業部門および管理部門幹部社員）を適宜開催し、会社の戦略・施策の立案および事業計画策定を行い、進捗状況の把握、外部環境・経営指標等の分析をした上で、戦略、事業計画等の見直しを行っております。
・当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は6名であり、うち1名が社外取締役であります。外部からの経営監視機能を強化し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督の実効性を確保しております。また、当該社外取締役は弁護士であり、企業経営等に関わるコンプライアンス等への専門家としての見識に基づくアドバイスを受けることにより、重要な職務執行を適切に行うことができる体制を確保しております。
当社の企業統治は監査役会制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会などの重要な会議に出席して、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っており、現状において経営に対する中立的な監視機能が十分に発揮できる体制が構築できていると考えており、当社の事業規模や組織構造を踏まえれば、現行の体制は、企業統治の効率性を達成する上で最適であると考えております。
当社において、社外取締役および社外監査役の当社からの独立性に関する基準又は方針を特段定めておりませんが、その選任にあたりましては、客観的・中立的立場から、専門的知識および経営に携わった経験・見識に基づく業務執行および監査といった機能および役割が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを基本的な考え方としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRサイト(http://www.digiadv.co.jp/ir/index.html)に、財務報告の基本方針を掲載・公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	IRサイト(株主・投資家の皆様へ) : http://www.digiadv.co.jp/ir/html 経営方針、業績の概要、財務情報、決算情報、決算情報以外の適時開示表法、株式情報、株価情報他	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部IR担当	
その他	ホームページへの情報公開を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を行う方針であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	財務報告の基本方針、取締役の倫理等に関する基準

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（内部統制システムに関する基本的方針）
1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、取締役会の推薦基準、倫理行動基準、宣誓書提出等を内容とする「取締役の倫理等に関する基準」を定め、これの遵守を図るとともに、取締役会については「取締役会規則」が定められており、その適切な運営を確保し、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図ると同時に相互に業務の執行を監督し、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーに起用し、法令定款違反行為を未然に防止します。
また、当社は監査役会設置会社であり、当社グループの取締役の職務の執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、各監査役の監査の対象になっているほか、取締役会が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ることとします。
なお、業務の適正を確保するための体制についての各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反行為の抑制・防止に寄与するものであります。
また、内部通報制度を設置し、従業員等ががコンプライアンス上の問題点等を直接通報または相談できる窓口としています。なお、再発防止のため必要と判断した場合、その内容と会社の対処状況・結果を適切に役員および従業員に開示し、周知徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループの取締役の職務の執行に係る情報、即ち取締役会議事録、経営会議議事録、稟議決裁書等については、保存管理責任者を設置し、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理体制の基礎としてリスク管理に関する規程を制定するとともに、個々のリスクについての専門部署、あるいは管理責任者を決定し対応するほか、必要に応じて個々のリスクに関連するマニュアルを作成し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築いたします。
また、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、必要に応じて社長を本部長とする対策本部を設置して対応するほか、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限度に留める体制を整えてまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定例的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社および当社グループの経営方針ならびに経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長を長とする経営戦略会議あるいは営業戦略会議において議論を行い、その審議を経て取締役会に付議して執行の決定を行うものとしております。
また、グループ間および部門間の意思の疎通および調整を図るための部門報告あるいは必要に応じての稟議事項の効率的決裁を図るため、経営会議を隔週定期的に、また必要に応じて適宜開催しております。
取締役の決定に基づく業務の執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループの使用人の職務の執行が法令（行政上の通達・指導等を含む）および定款ならびに社内規則等に確実に適合するための基礎として、コンプライアンス規程を定めております。
社長を委員長とする内部監査委員会を定例的に、あるいは必要に応じて開催し、当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともにコンプライアンス担当責任者を明確化し、体制の整備および維持を図ることとしております。
また、当該責任者は、当該業務のほか執行部門から独立的に内部監査業務をも担当し、整合的にかつ効率的に業務を実施するものとしております。

6. 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する企業行動規範を設け、これを基礎として当社グループ各社で諸規程を定めることとしております。
経営管理については当社グループ各社において経営管理の基本方針を定め、当社内にグループ会社管理担当部署を設け、子会社管理基準に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとしております。
取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告することとされております。
子会社の代表取締役には法令および定款を遵守し、グループ経営の基本方針および子会社管理基準を基礎とし、代表取締役としての善管注意義務および忠実義務に則り当該会社の経営にあたることを内容とする「誓約書」を提出させております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会から、監査役の職務を補助すべき者を、定常的に、あるいは必要に応じて求められたときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の補助者の任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会から独立を確保するものとします。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社の機関としての監査役および監査役会の位置付け、役割を恒常的に取締役および使用人に周知徹底させることに努めており、代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合をもつこととしております。
また、当社グループの取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとしており、監査役は、いつでも必要に応じ、取締役および使用人に対し、報告を求めることができることとしております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
コンプライアンス規程に則り、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監役への適切な報告体制を確保するものといたします。

（内部統制システムの整備状況）
1. 当社グループの内部統制システム全般の整備、運用は「内部統制システムに関する基本方針」に沿ったモニタリングを行い、改善を進めております。

2、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。当社グループにおける財務報告に係る内部統制は、適正に整備、運用されており、その有効性評価については、「財務報告に係る内部統制基本計画書」に基づき実施しております。

3. 内部監査計画に基づき、組織・業務およびグループ会社の監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との関係を一切排除し、警察、弁護士等と緊密に連携し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制

（1）適時開示に係る当社の基本姿勢
　当社は、顧客、株主、投資者を始めとするステークホルダーに対し、企業内容に関する重要な情報提供を行うことを重要な経営課題の一つと考え、公正で適時な情報開示ができる体制を構築し、情報の管理、報告、開示の業務に取り組んでおります。

（2）適時開示に係る社内体制
・適時開示に係る業務は、管理本部が担当し、代表取締役を情報取扱責任者としております。
・重要な決定事項については、毎月１回開催しております取締役会において決定しており、必要に応じて適時臨時取締役会を開催し迅速な意思決定をしております。取締役会は情報の重要性、開示の必要性を討議し、必要に応じて監査法人、弁護士等の外部専門家の助言を得た上で適時開示しております。
・決算に関する開示事項については、管理本部長を開示資料作成責任者とし、財務・経理部および人事・総務部において作成し、取締役会の承認を得た後、開示しております。
・子会社につきましては、管理部門から兼任で担当者を選任し、財務・経理部および人事・総務部が連携し、財務情報、決算情報、決裁および報告制度による管理体制により情報を収集し、適時取締役会への報告をしております。

【参考資料：模式図】

